

**お知らせ**

**法の日週間における法律相談**

10月1日は、『法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の精神を高めるための日』として、『法の日』と定められ、10月1日から1週間を『法の日週間』として、裁判所、法務省、検察庁及び弁護士会などでは、全国各地で各種行事や法律相談なども開催されています。

村では宮城県司法書士会の協力により、相続・売買・贈与等の不動産登記、会社・法人登記の相談、訴訟、支払督促等に関することに

ついて司法書士が皆様からの相談に応じます。

相談は無料で秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

◆日時 10月3日(水)

午前9時～正午

◆場所 平林会館1階

料理講習室

◆問い合わせ先

住民生活課

☎341-8512



**成人式実行委員募集**

平成31年1月13日(日)に開催する成人式でアトラクションを企画・運営する実行委員を募集します。

◆対象者 新成人者  
(平成10年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた方)

◆募集人数 8名

◆申込・問い合わせ先  
公民館 ☎345-2197



**家屋を取り壊したときは、家屋滅失届をお忘れなく**

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在で、村に土地・家屋・償却資産を所有している方にその固定資産の価格に応じ、その年の4月1日から始まる年度の分として課される税です。

家屋、又は家屋の一部を取り壊した場合には、家屋滅失届を提出することにより、翌年からの固定資産税は課税されません。

該当する方は、税務課に家屋滅失届を備えてありますので問い合わせのうえ、提出してください。

◆問い合わせ先

税務課

☎341-8513



**10月15日～21日は『行政相談週間』です**  
～行政に関する困りごとはありませんか～



行政相談とは、国の仕事やサービス、各種制度の手続き等での困りごとや要望について相談に応じ、解決を図る仕組みです。総務省は、行政相談制度をより広く皆さんにご利用いただけるよう、この一週間で「行政相談週間」と定め、全国一斉に様々な活動を展開します。

村では次のとおり行政相談を実施しますので、お気軽にご利用ください。

相談は無料で、秘密は厳守します。

◆日時 10月21日(日) 午前9時30分～午後3時30分

◆場所 平林会館2階

◆行政相談員 平間宏子さん

東北管区行政評価局では、行政相談週間行事の一環として、仙台市と石巻市において「1日行政困りごと相談所」を開設します。

まぐみみ宮城



総務省行政相談センター

開催地	仙台市	石巻市
日時	10月10日(水) 午前10時～午後3時	10月25日(木) 午前10時30分～午後3時30分
場所	せんだいメディアテーク 1階オープンスクエア (仙台市青葉区春日町2-1)	宮城県石巻合同庁舎2階会議室 (石巻市蛇田字新沼田1-2)
参加機関	仙台市法務局その他国の出先機関、宮城県、仙台市、関係団体、仙台弁護士会、東北管区行政評価局、行政相談委員等	仙台市法務局その他国の出先機関、宮城県、石巻市、関係団体、仙台弁護士会、東北管区行政評価局、行政相談委員等

なお、行政相談は、総務省行政相談センター きくみみ宮城(☎0570-090110)において随時受け付けています。

◆問い合わせ先 東北管区行政評価局☎262-7839/住民生活課☎341-8512

**消費生活相談窓口から \* 転ばぬ先の消費者知識 \***



**★「お試し」のつもりが定期購入だった!?**

【事例】 ホームページの広告で、通常価格3,000円のサプリメントが「初回お試しキャンペーン500円」と書いてあり申し込んだ。1度届いた後、しばらくしてまた商品が届き、今度は3,000円の請求であった。慌てて広告の画面をよく見ると4回の購入が条件になっていた。注文の時は気が付かなかった。

通常お試しと表示されていると、まず試して購入を検討し、嫌だったら買わない、断る、と思いがちですが、このケースはお試しと同時に定期購入の契約をできてしまっています。初回と書いてあったら用心してください。定期購入、継続が条件と書いてあることに気づかないことがあります。契約後は、初回の500円だけで解約できるわけではありません。もし解約できるとしても2回目の商品を通常価格で購入するだけでなく1回目の商品も通常料金を請求されてしまいます。場合によっては解約の電話をしてもなかなか繋がらないうちに次の商品が送られてきてしまうということもあります。

注文前に次のことを確認し、書いてない業者との取引は慎重に検討しましょう。

- 事業者の名称、連絡先が書いてありますか。
- 契約内容や解約条件が書いてありますか。
  - ・定期購入になっていませんか。
  - ・解約はできるのか、解約の条件は書いてありますか。

このコーナーでは、今起きている消費者問題について、お知らせしています。身近にある困りごとや納得できないことがあったらご相談ください。電話でも対応しています。

**今月の消費生活相談**

- ◆日時 3日(水)・10日(水)・17日(水)・24日(水)・31日(水) 午前9時～午後4時
- ◆場所 平林会館2階第3研修室(相談は予約不要で、電話での相談もできます。お気軽にご相談ください。)
- ◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

**生活相談**



**今月の相談**

- ◆日時 3日(水)・10日(水)・17日(水)・24日(水) 午前9時～正午
- ◆場所 平林会館1階料理講習室
- ◆内容 生活の中での悩みごと、心配ごとなどの相談(当日の電話相談も受け付けます。)
- ◆問い合わせ先 社会福祉協議会 ☎345-6631

**宮城県司法書士会による出張相談会(無料)**

- ◆日時 10日(水) 午後1時～4時
- ◆場所 平林会館1階料理講習室
- ◆内容 売買・贈与・相続等不動産登記、多重債務に関する相談、成年後見制度(判断能力に不安のある方の財産管理)
- ◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

**納税のお知らせ**

- 村県民税(3期)
- 国民健康保険税(7期)
- 介護保険料(4期)
- 後期高齢者医療保険料(4期)

**納期限(口座振替日) 10月31日(水)**

納期限までに忘れずに納めましょう。口座振替の方は前日までに残高をご確認願います。納期限までに納付されない場合、督促手数料や延滞金が加算されます。なお、病気やその他の事情により、納期限までに納付が困難な方の納付相談を随時受け付けています。

◆問い合わせ先 税務課 ☎341-8513